

## 日本インテリア学会著作権規定

### (目的)

第1条 本規定は、本会に投稿される著作物に関する会員及び投稿者の著作権の取り扱いに関する基本事項を定める。

### (定義)

第2条 本規定において、次の各号に掲げる用語は、当確各号に定める意義を有する。

(1) 著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定するものであって、以下のいずれかに当確するものをいう。

- ① 本会発行の出版物に投稿される論文、報告、パネル発表等
- ② 本会に投稿される研究報告等
- ③ 本会ウェブサイトへの投稿等
- ④ その他本会が特に指定するもの

(2) 著作者 会員であって、著作権法第2条第1項第2号に規定するものをいう。

### (著作権の帰属等)

第3条 著作権は、すべて本会に帰属する。

- 2 編集出版権は、本会に帰属する。
- 3 著作者が、自身の著作物を自らの用途のために使用することについては、本会に帰属する著作権を侵害しない範囲において、制限はない。
- 4 本会は、本会に帰属する著作物を本会が掲載を委託した電子図書に掲載することができる。

### (著作者による保証等)

第4条 著作者は、①著作物が第三者の知的財産権を侵害していないこと、②著作物が二重投稿ではない（もしくは過去に公表されたことがない）こと、及び③著作物が共同著作物である場合には、本会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していることを保証する。

2 著作者は、著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記する。

### (二重譲渡の禁止)

第5条 著作者は、本会以外の第三者に対し、著作物に係る一切の著作権の譲渡及びその利用許諾（出版権の設定を含む）をしてはならない。

### (紛争解決に関する協力)

第6条 著作物に関する第三者からの権利侵害又は著作物による第三者に対する権利侵害等、著作物に関して紛争が発生した場合又は発生のおそれがある場合、著作者及び本会は相互に協力してこれに対処する。

### (協議)

第7条 本規定に定めなき事項、又は各条項の解釈に疑義が生じた場合、著作者及び本会は、信義誠実の原則に従って協議し、これを解決するものとする。

附則 本規定は、2019年10月27日から施行